なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第七号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第八号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	離婚特例適用請求	標準報酬改定請求
	組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第九号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十一号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十二号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	離婚特例適用請求	標準報酬改定請求
	組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十三号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十四号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十五号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十六号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十七号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十八号	法第百七条の三第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び